

## し尿処理施設自家用電気工作物保安管理業務仕様書

本仕様書は、南那須地区広域行政事務組合（以下「委託者」という。）が発注するし尿処理施設自家用電気工作物保安管理業務（以下「業務」という。）を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 委託箇所

- (1) 所在地 栃木県那須烏山市大桶 444 番地
- (2) 名称 保健衛生センター し尿処理施設

### 2 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 3 1 日まで（3 年間）  
（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

### 3 対象設備

#### (1) 需要設備

- ① 設備容量 6 0 0 k V A
- ② 受電電圧 6 , 6 0 0 V
- ③ 契約電力 1 8 3 K W（令和 8 年 2 月現在）

### 4 受託者の資格等

- (1) 受託者は、電気事業法施行規則に定める要件に適合すると共に、本業務を誠実に行わなければならない。
- (2) 受託者は、業務従事者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を書面で通知すること。
- (3) 受託者は、絶縁監視装置を受託者の負担で設置し、24 時間体制で対応を行い維持管理すること。（※監視装置未設置はいかなる理由があっても認めないものとする。）

### 5 点検等業務内容

- (1) 月次点検 隔月 1 回（2 ヶ月周期）の頻度で実施するもので、高圧盤・制御盤・分電盤等の内外面の損傷、発熱、緩み、断線、過熱、異臭等の有無の点検及び測定を実施するもので、停電を伴わないで行う。  
ただし、隔月 1 回の点検とすることにあたり、「主任技術者制度の運用」通達に定める設備条件（絶縁監視装置設置）を満たしていることが前提とする。
- (2) 年次点検 1 年に 1 回の周期で実施するもので、月次点検に加え原則として施設を停電させて行う点検・測定及び試験。なお、3 年に 1 回の周期で細密点検を実施すること。
- (3) 臨時点検 事故・災害等が発生した場合、又は発生の恐れがある場合など必要

に応じて実施する。

- (4) 工事中の点検 電気工作物の設置又は変更の工事が工事計画、技術基準等に基づき適正に行われるよう電気工作物の工事期間中は毎週1回実施すること。
- (5) 清掃作業 この契約期間内は、設備内清掃を実施しないこととする。

## 6 点検、測定及び試験の基準等

- (1) 電気工作物の異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行うものとする。
  - ① 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物
  - ② 受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
  - ③ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物
- (2) 高圧受配電設備に事故発生の恐れがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行うものとする。

## 7 電気事故等における対応及び体制

- (1) 個人事業者（電気管理技術者）にあつては、委託者と常時連絡がとれる体制を確保すること。
- (2) 電気保安法人にあつては、委託者と電気保安法人の事務所及び保安業務担当者と常時連絡がとれる体制を確保すること。
- (3) 受託者は、連絡を受けてから速やかに当該事業場へ到着出来る体制になっていること。
- (4) 受託者は、風水害・雷害等の被害が予測される場合には、迅速な対応が出来る体制を確保すること。  
また、緊急の場合、補修工事等に迅速な対応・措置が出来る体制が確保できること。

## 8 電気事業法に基づく立ち入り検査

電気事業法第107条第3項に基づく立ち入り検査について指導又は助言を行うこと。

## 9 点検結果の報告

月次点検、年次点検及び臨時点検を実施した際は、点検報告書（任意様式）を速やかに提出すること。

## 10 委託者、受託者相互の通知

- (1) 委託者は、次のいずれかに該当する場合は、その具体的内容を速やかに受託者に通知するものとする。
  - ① 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合
  - ② 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
  - ③ 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合

- ④ 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
  - ⑤ 電気工作物の工事、維持及び運用に従事するものに対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合
  - ⑥ 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
  - ⑦ 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
  - ⑧ 責任分界点、又は需要設備の構内を変更する場合
  - ⑨ 電気の保安に関する組織を変更する場合
  - ⑩ 業種、代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
  - ⑪ 相続等により契約に基づく権利義務の承継があった場合
  - ⑫ 電力会社等との契約電力を変更する場合
  - ⑬ その他必要な場合
- (2) 受託者は、次に掲げる事項を委託者に通知するものとする。
- ① 受託者の執務時間内における受託者への連絡方法
  - ② 受託者の執務時間外における受託者への連絡方法
  - ③ その他必要な事項

#### 11 実施日程等

受託者は、次に定める業務について、原則として、平日の委託者の執務時間内に実施するものとし、実施予定日を次のとおり通知すること。

- ① 月次点検については、実施予定日の前日まで
- ② 年次点検については、実施予定日の2週間前まで
- ③ その他の実施日は、委託者と受託者とで協議するものとする。

#### 12 記録の確認・保存

- (1) 受託者は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、委託者の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。
- (2) 受託者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、委託者、受託者双方において3年間保存するものとする。

#### 13 機密の保持

委託者及び受託者は、本契約により知り得た機密を他に漏らさないものとする。

#### 14 契約期間内の変更

委託者及び受託者が次のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を変更することができるものとする。

- ① 設備容量が変更された場合
- ② 受電電圧が変更された場合
- ③ 発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合

④ 委託者が保安規定を変更する場合

15 契約の解除等

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができるものとする。

- ① 委託者又は受託者のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
- ② 委託者又は受託者いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1ヶ月前までに、その旨文書により通知し、委託者、受託者相互が合意したうえで解除できるものとする。

16 引き継ぎ

- (1) 受託者は、前受託者から速やかに業務の引き継ぎを受け、業務の遂行に支障をきたすことのないようにしなければならない。なお、これに要する費用は、今回の受託者が負担するものとする。
- (2) 受託者は、絶縁監視が途絶えないよう事前に絶縁監視装置の設置準備を行い、即座に切替えるようにすること。

17 その他

この仕様書に定めない事項については、その都度委託者と受託者とが協議し、文書により取り決めるものとする。